

言語としての手話の普及を進めるとともに
聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例

聞こえのバリアフリー HANDBOOK



京都府
Kyoto Prefecture

IKUKO
SAKAMOTO

言語としての手話の普及を進めるとともに 聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例

はじめに

京都府では、聴覚障害のあるなしにかかわらず、みんながお互いにかげがえのない個人として尊重し合いながら、共に支え合う社会（この条例では「聞こえの共生社会」といいます）の実現を目指して、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」（平成30年3月施行）を制定しました。

このハンドブックは、府民の皆さんにこの条例について知っていただき、聴覚障害のある人への理解を深めていただくために、聴覚障害のことや聴覚障害のある人とのコミュニケーション方法などをまとめたものです。

「手話って何?」「聞こえないってどういうこと?」「聞こえにくいとどんなことに困るの?」……このハンドブックを通じて、聴覚障害のことや聴覚障害のある人について知っていただき、誰もが暮らしやすい「聞こえの共生社会」を築いていきましょう。

この条例のポイント

この条例には、大きく2つのことが書かれています。

- 1 手話を言語として認め、広めていくこと
- 2 聴覚障害の特性に応じたいろいろなコミュニケーション方法を選択できるようにすること

この2つのことを通じて、「聞こえの共生社会」を実現していくことがこの条例の目的です。

手話が言語であるとは？

手話は、ろう者が使っている言語で、日本語とは異なる独自の語彙や文法を持っています。国際的にも、言語に手話が含まれることが認められています。

この条例では、府は

- ・手話やろう者についての府民の理解を深め、手話を使いやすい環境をつくること

- ・聴覚障害のある子どもが手話を身につけられる機会を提供すること

などを進めていくこととしています。

聴覚障害のある人とそのコミュニケーション方法

聴覚障害のある人のコミュニケーション方法にはさまざまなものがあります（P5参照）。条例では、事業者は聴覚障害のある人が利用しやすいようコミュニケーション方法について配慮するよう努めることが求められます。また、府は以下のことを進めていくこととしています。

- ・聴覚障害のある人のコミュニケーション方法について府民の理解を深める

- ・聴覚障害のある人のコミュニケーションに関する支援や環境づくりを行う

- ・手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員などの支援者を育成する

私たちにできること

聴覚障害のある人は、聞こえない、聞こえにくいことでコミュニケーションがとりづらく情報が得られにくいために、生活のいろいろな場面で不便なことがあったり、周囲の人とのやりとりがうまくいかなかったりすることがあります。聴覚障害について知っていただき、ちょっとしたことでもいいので、まずはコミュニケーションをとることから始めてみてください。それが、「聞こえの共生社会」実現の第一歩です。

聴覚障害がある人へのサポート

聴覚障害

とは？

音が聞こえづらい、もしくは、聞こえない状態を聴覚障害といいます。一口に聴覚障害といっても、手話ができる人や筆談をする人、もしくはそれらがにがてな人など、障害の程度や困ることは人によってさまざまです。

補聴器を付けていない限り、外見には特徴がないため、「見えない障害」ともいわれています。話しかけた人が「無視された」と誤解やトラブルが生じることもあります。コミュニケーションの際は、はじめに筆談などで「何ができるか」を確認し、適切な手段を決めましょう。

聴覚障害がある人の特徴

一言で聴覚障害と言っても、聞こえ方は一つではありません。補聴器がなくてもなんとか会話が聞き取れる人、補聴器をつければ会話が聞き取れる人、両耳とも聞こえない人、片耳はよく聞こえて、片耳が聞こえない人など、さまざまな聞こえ方があります。

聴覚障害のある人には、言語障害を伴う人とほとんど伴わない人がいます。

コミュニケーションには、音声での会話、手話、筆談、口話など、さまざまな方法があります。多くの方は、どれか一つの方法だけを使うのではなく、いくつかの方法を相手や場面に応じて組み合わせて使っています。

聴覚障害がある人とのコミュニケーション

聴覚障害のある人とのコミュニケーション方法には、さまざまなものがあります。人によって得意なコミュニケーション方法に違いがあるため、「筆談でよろしいですか？」など、確認を取るようにしましょう。



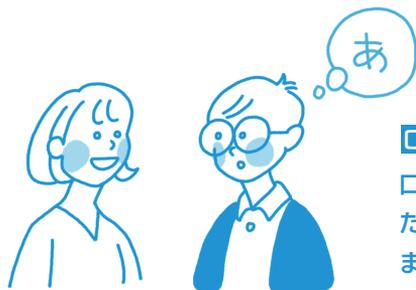
手話

手や指、体の動きなどにより、言いたいことを伝えます。



ジェスチャー

身振り手振りで、言いたいことを伝えます。



口話

口の動きで言いたいことを伝えます。



空書

人差し指で空中に文字を書きます。



筆談

お互いに紙などに書いて、言いたいことを伝えます。

聴覚障害がある人への配慮の例

- 手話通訳者や要約筆記者がいても、聴覚障害のある人本人に話しかけるようにしましょう
- 補聴器を使用している人に話しかける際、近づいてふつうの大きさの声で話すようにしましょう
- 大事な内容を伝える際、内容をメモ用紙などに書いて渡したり、再確認するようにしましょう
- 手話ができない場合は、聴覚障害のある人の口形や表情を手がかりに内容を読み取ったり、筆談、身ぶりなど、他の方法で会話するようにしましょう
- 窓口に筆談をするための筆記用具やメモ用紙、筆談ボードなどを用意しましょう
- 筆談などを申し出やすいように、窓口に耳マークを設置しましょう

手話通訳とは？

ろう者（手話でコミュニケーションを行う聴覚障害者）が社会生活を送る上で、手話を使ってろう者と聞こえる人とのコミュニケーションを仲介するのが手話通訳です。病院での診察や役所でのやりとり、職場での会議などろう者の暮らしのいろいろな場面で手話通訳者が活躍しています。



要約筆記とは？

音声の話の内容を要約して文字にして表示することにより聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援することです。難聴者や中途失聴者のコミュニケーションや情報取得に特に有効な方法です。要約筆記には、手書きやパソコンを使ったものがあります。

盲ろう者／盲ろう者向け通訳・介助員とは？

盲ろう者とは、視覚と聴覚に障害のある人のことです。見え方や聞こえ方に応じて、一人ひとりコミュニケーション方法が異なります。盲ろう者向け通訳・介助員は、その人に合わせた方法でコミュニケーションや移動等の支援を行います。

触手話

盲ろう者とのコミュニケーション方法のひとつで、手話をしている手に直接触れて話の内容を読み取ります。



手話でコミュニケーションしてみよう！

わたしの名前は鈴木と言います



わたし



名前



鈴



木



言う

よろしくお願いします



よい



おねがい

あなたのお名前は
何ですか？



あなた



名前



なに

ようこそ、京都へ！



ようこそ



京都へ

有名な地名も
話してみよう



天の橋立



嵐山

手話でコミュニケーションしてみよう！



おはよう



こんにちは



こんばんは



ありがとう



さようなら



ごめんなさい



わかる



わかる



わからない

条例全般に関するお問い合わせ

京都府健康福祉部障害者支援課

電話 **075(414)4611** FAX **075(414)4597**

e-mail shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

URL www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/072/

手話や聴覚障害のことをもっと知りたい



京都府聴覚言語障害センター

〒610-0121 城陽市寺田林ノ口11番64

電話 **0774(30)9000** FAX **0774(55)7708**

URL www.kyoto-chogen.or.jp/communityplaza/

社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

電話 **075(841)8336** FAX **075(841)8311**

URL www.kyoto-chogen.or.jp/



京都府
Kyoto Prefecture